

熱中症対策の強化について

2025年6月1日から、労働安全衛生規則改正が施行され、事業者に対して熱中症対策が義務付けられます。義務化される内容や、罰則について解説します。

1.労働安全衛生規則改正による熱中症対策義務化の内容



事業者の熱中症対策について、

① 熱中症患者の報告体制の整備・周知

「熱中症を生ずるおそれのある作業」を行うときは、熱中症を生じた疑いがある作業従事者を発見した者に、その旨の報告をさせる体制を整備しなくてはならない。

② 熱中症の悪化防止措置の準備・周知

「熱中症を生ずるおそれのある作業」を行うときは、あらかじめ作業場ごとに、以下の措置の内容および実施手順を定めなければならない。

事業者が定めるべき熱中症の悪化防止措置

- ・当該作業からの離脱
- ・身体の冷却
- ・必要に応じて医師の診察または処置を受けさせること
- ・その他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置

悪化防止措置の内容
および措置内容は、
作業従事者に対して
周知させる必要がある

改正規則で定められた熱中症対策を怠った事業者は、使用停止命令等を受けるおそれがある

また、熱中症対策の実施義務に違反した者は「6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金」に処されるほか（法119条1号）、法人に対しても「50万円以下の罰金」が科される

■熱中症とは

体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称。

■「熱中症を生ずるおそれのある作業」とは

「**WBGT28度以上**または**気温31度以上**の環境下で、**連続1時間以上**または**1日4時間超**の実施が見込まれる作業」のこと。作業強度や着衣の状況によりWBGT基準値を超える場合は熱中症のリスクが高まるため、同様の措置が通達等で推奨される予定。

■WBGT基準値とは

身体作業の強度などに応じて暑熱を許容できるラインを示した値。

WBGT値がWBGT基準値を超えてくると、熱中症のリスクが次第に高まる。

環境省の熱中症予防情報サイト（<https://www.wbgt.env.go.jp/>）に暑さ指数(WBGT)の実況と予測（https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php）を公表している。



2.事業者が講ずべき熱中症対策の具体例

- | | | |
|--------------------|----------------|------------|
| ① 暑さ指数（WBGT）の把握・評価 | ② 作業環境の管理 | ③ 作業時間の短縮等 |
| ④ 暑熱順化への対応 | ⑤ 水分や塩分の摂取 | ⑥ 服装の調整 |
| ⑦ プレクーリング | ⑧ 健康管理 | ⑨ 労働衛生教育 |
| ⑩ 異常時の措置 | ⑪ 熱中症予防管理者等の設置 | |